

件名

競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件を廃止する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件（平成十七年金融庁告示第五十三号）は、令和八年四月三十日をもって廃止する。

令和七年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊